

三木町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費 率
29年度	人 28,469	千円 12,633,314	千円 698,193	千円 1,507,568	% 11.9	% 12.7

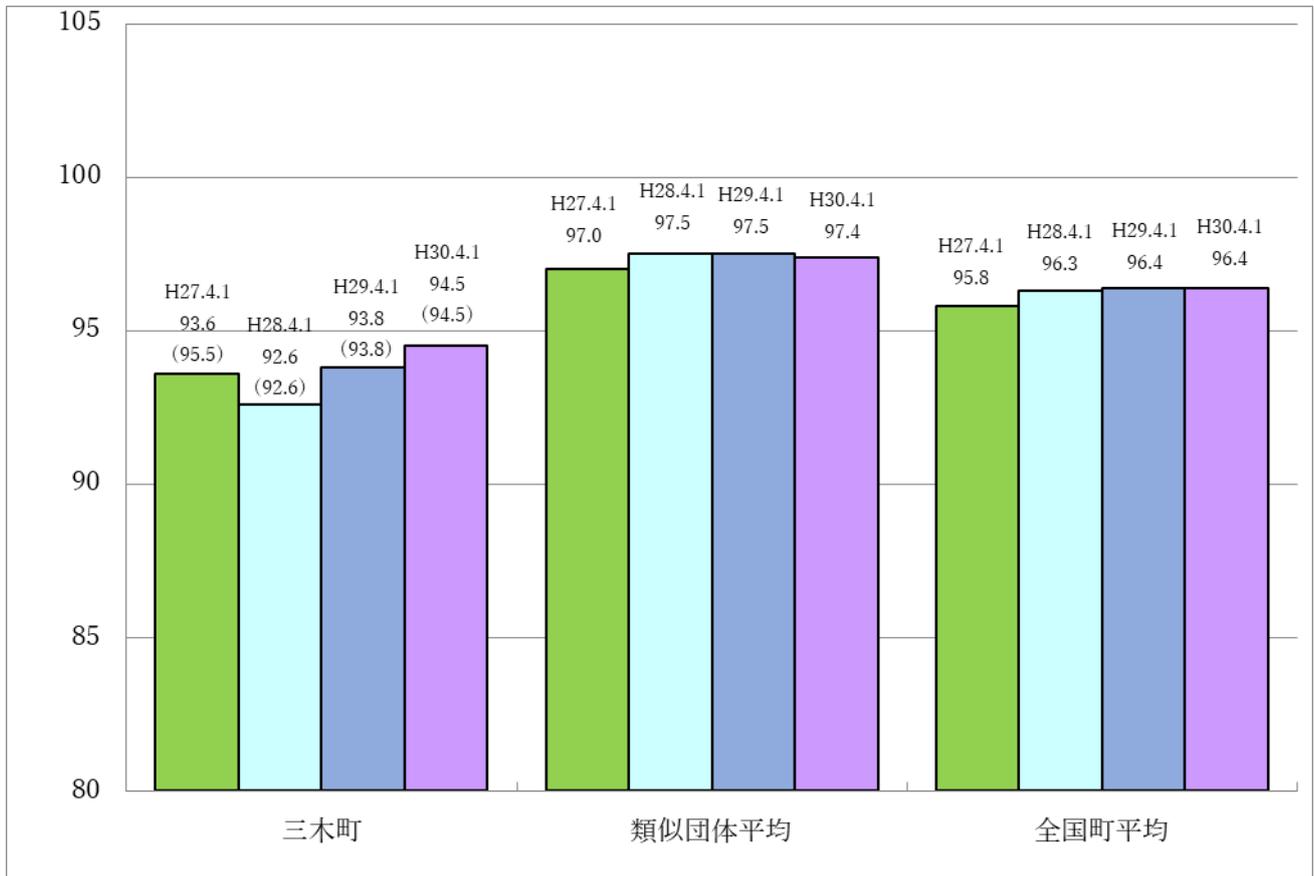
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
29年度	人 192	千円 592,431	千円 141,038	千円 233,252	千円 966,721

(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 5,035	千円 5,764

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

人事評価制度により昇任・昇格の促進を図っているため

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準3%に対し、三木町においても3%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後			
国基準による支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%
三木町の支給割合	0%	3%	3%	3%	3%	3%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5)特記事項

該当なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三木町	39.6歳	291,190円	362,740円	324,437円
香川県	43.9歳	328,971円	415,101円	361,588円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
類似団体	41.2歳	305,233円	367,802円	339,790円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
三木町	47.8歳	9人	198,511円	213,377円	210,177円
うち給食調理員	47.8歳	9人	198,511円	213,377円	210,177円
香川県	53.1歳	23人	317,339円	356,731円	335,952円
国	50.7歳	2,553人	286,817円	—	328,637円
類似団体	50.7歳	9人	297,724円	327,737円	316,403円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
三木町	—	—	—	—
うち給食調理員	調理士	43.2歳	234,800円	0.91

区 分	【参考】年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
三木町	—	—	—
うち給食調理員	3,259,124円	3,229,000円	1.01

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

（平成27年から平成29年の3ヵ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三木町	38.3歳	262,100円	310,048円
香川県	43.3歳	359,832円	406,265円
類似団体	39.3歳	285,947円	318,777円

（注）1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（30年4月1日現在）

区 分		三 木 町	香 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	179,200円	185,800円	179,200円
	高 校 卒	147,100円	151,500円	147,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（30年4月1日現在）

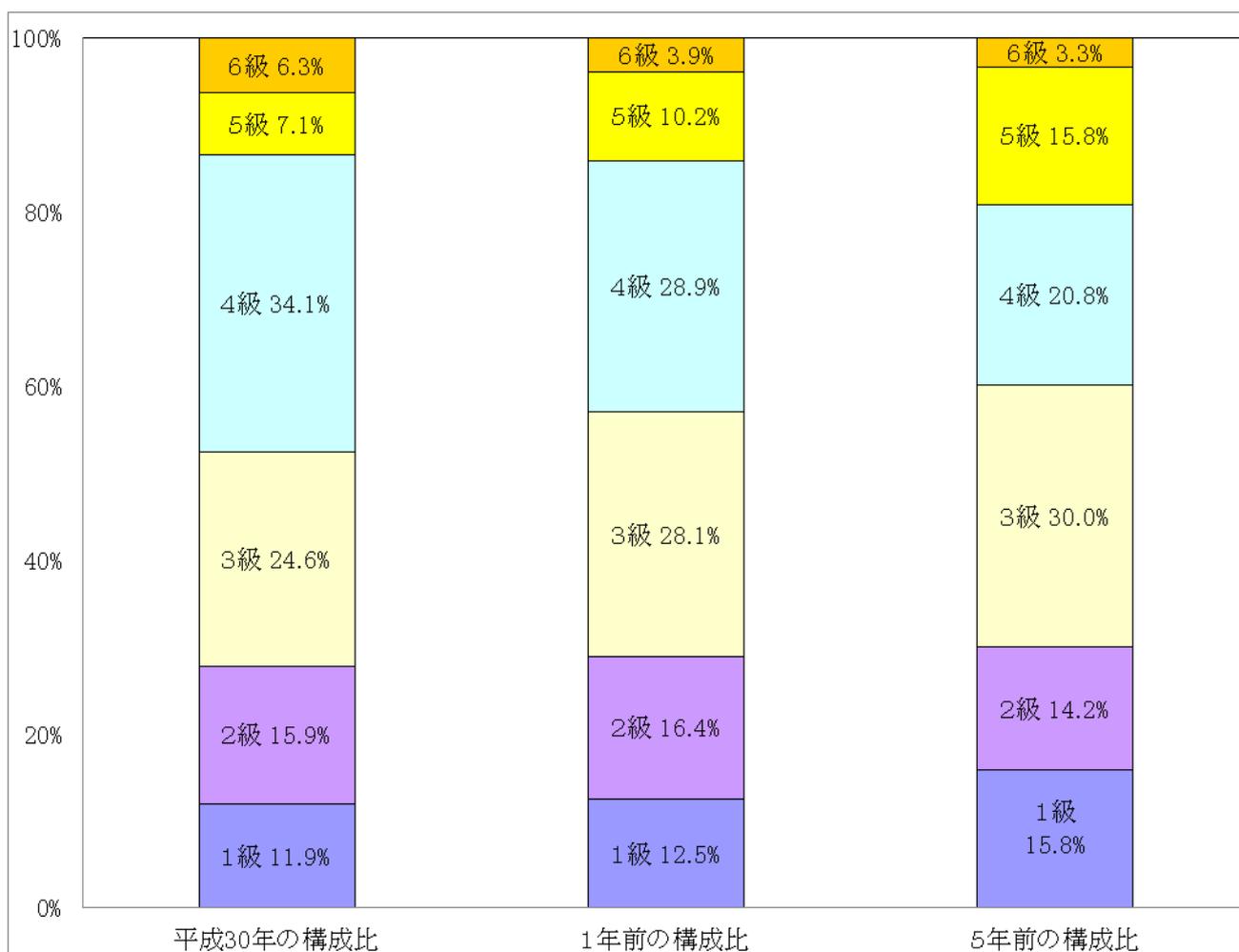
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	268,300円	348,600円	361,400円	397,200円
	高 校 卒	0円	0円	0円	0円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

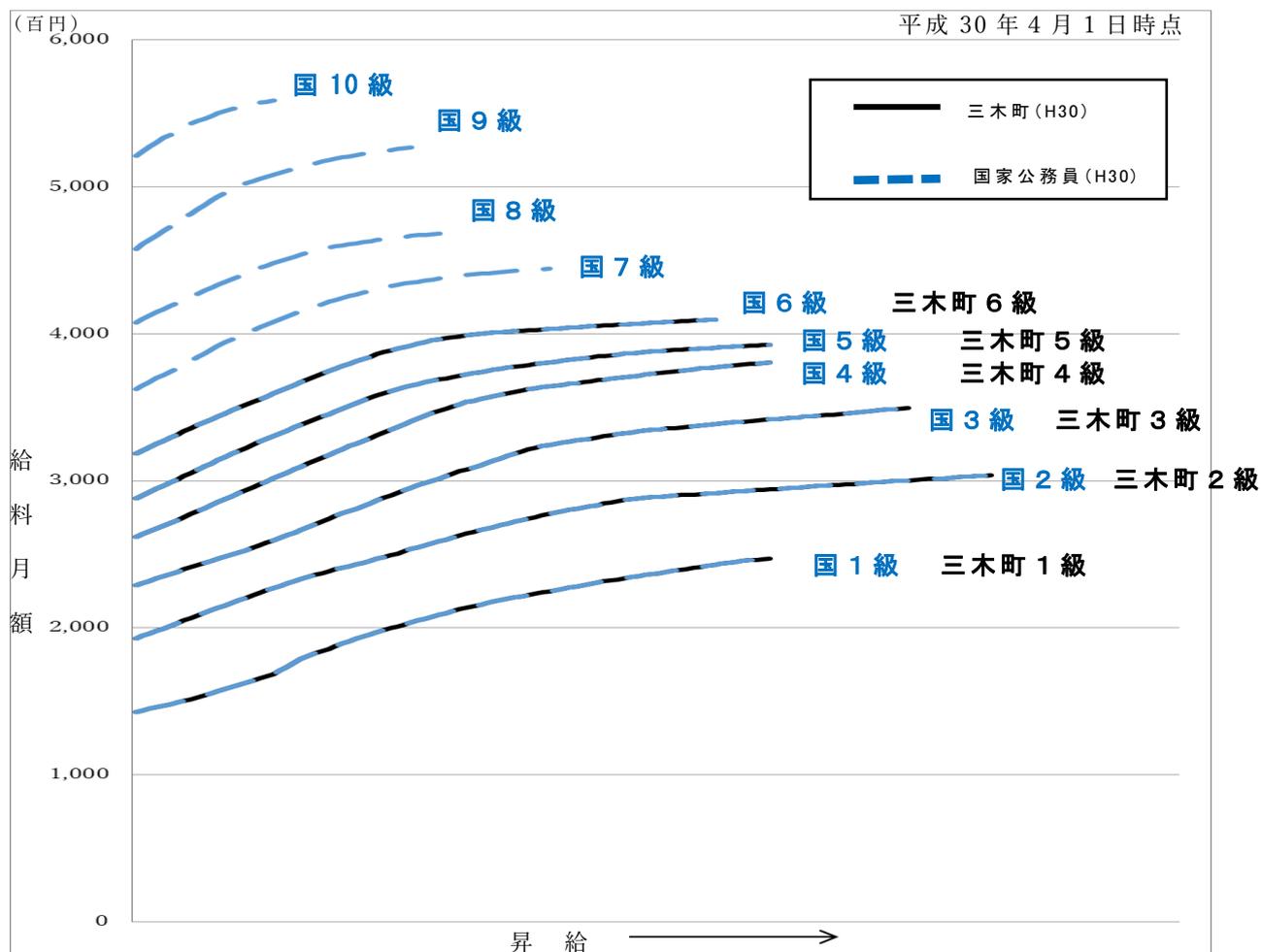
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長	8人	6.3%	318,500円	409,800円
5級	課長、主幹	9人	7.1%	288,000円	392,600円
4級	課長補佐、副主幹	43人	34.1%	262,000円	380,600円
3級	係長、主査	31人	24.6%	228,900円	349,600円
2級	主任主事	20人	15.9%	192,700円	303,800円
1級	主事	15人	11.9%	142,600円	247,100円

- (注) 1 三木町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（30年4月1日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況（三木町）

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 木 町	香 川 県	国
1人当たり平均支給額 (29年度) 1,214千円	1人当たり平均支給額 (29年度) 1,733千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (三木町)

平成 30 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ (一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (30年4月1日現在)

三 木 町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続 20 年 19.6695月分 24.586875月分 勤続 25 年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続 35 年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 ・ 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続 20 年 19.6695月分 24.586875月分 勤続 25 年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続 35 年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 ・ 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)
1人当たり平均支給額 12,875千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (30年4月1日現在)

支給実績 (29年度決算)		19,074千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)		94,895円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
三木町	3%	201人	3%

(4) 特殊勤務手当 (30年4月1日現在)

支給実績 (29年度決算)		0円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (29年度)		0%		
手当の種類 (手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫業務従事手当	一般行政職、 看護・保健職	感染症法に規定する感染症の病菌に汚染された区域で行う患者の看護及び病菌の処理作業	0円	日額3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (28年度決算)	65,622千円
職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	377千円
支給実績 (29年度決算)	68,853千円
職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	358千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 9,500円 ・子 8,500円 ・父母等 6,500円 ※16歳の年度初めから22歳の年度末までの間にある子 一人につき5,000円加算	異なる	国： ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円	15,536千円	191,802円

住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に支給 【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃－12,000円 ・家賃23,000円超 (家賃の額－23,000円)/2+11,000円 ※最高支給限度額27,000円	同	—	12,226千円	254,708円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用する職員、自動車等を使用する職員等に支給 【公共交通機関利用者】 ・6箇月定期等低廉な価格による運賃等相当額、上限55,000円 【交通用具使用者】 ・片道の距離に応じて2,000円から31,600円	同	—	6,627千円	44,180円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務1回につき4,200円	同	—	4,074千円	34,525円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定めるものについて支給 ・31,000円から65,000円	同	—	14,268千円	548,769円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 (大規模な災害または重大な事件等が起こった場合の緊急性を有する業務を処理	同	—	380千円	18,095円

	するための勤務に限る。)・勤務1回につき、職務に応じ12,000円内				
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 ・23,000+加算額(配偶者住居との距離に応じ6,000円～45,000円)	同	—	0円	0円

5 特別職の報酬等の状況(30年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	850,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 920,000円 / 592,000円	
	副 市 町 村 長	638,000円	760,000円 / 532,000円	
報 酬	議 長	373,000円	499,000円 / 252,000円	
	副 議 長	310,000円	430,000円 / 202,000円	
	議 員	284,000円	400,000円 / 174,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(29年度支給割合) 2.6月分		
	議 長 副 議 員	(29年度支給割合) 2.6月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 給料月額×勤続期間の月数×36.5/100	(1期の手当額) 14,892,000円	(支給時期) 退職した日から起算して1月以内
		給料月額×勤続期間の月数×22.0/100	6,737,280円	退職した日から起算して1月以内
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

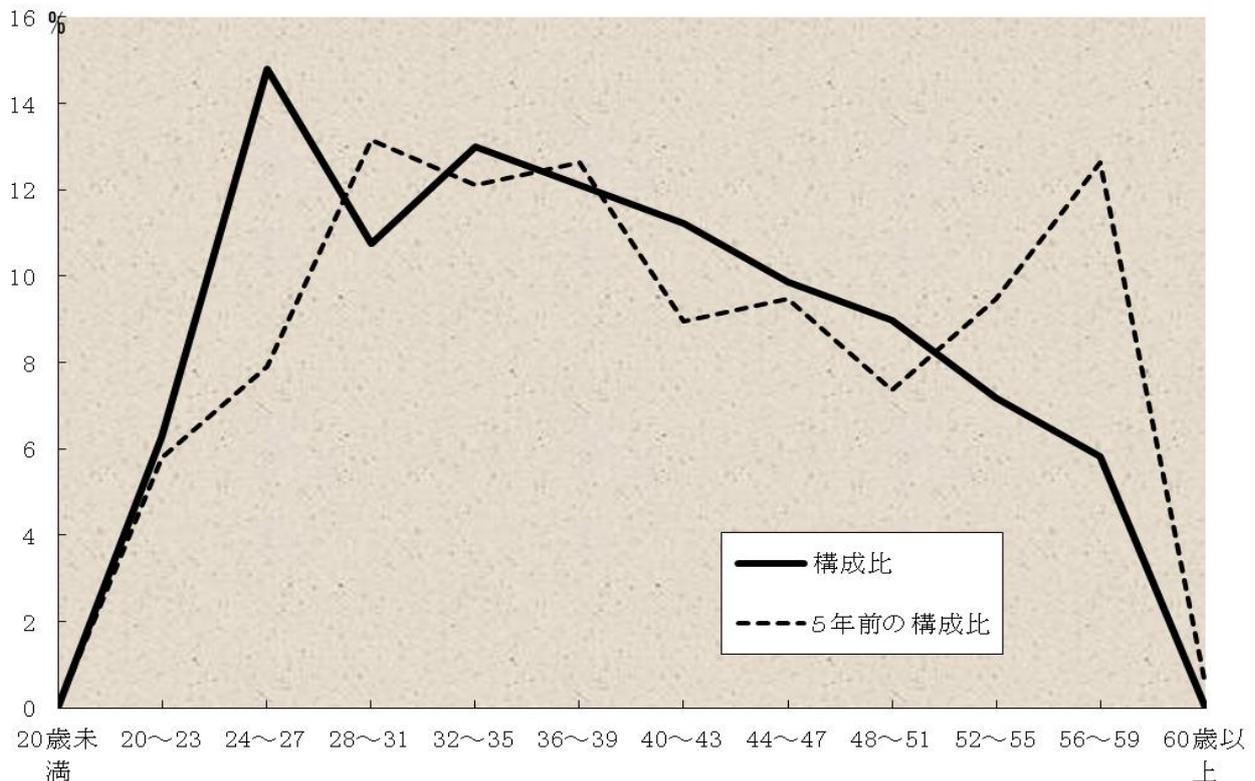
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成29年	平成30年		
普通会計部門	一般行政部門	議会総務企画	3	3	0	戸籍係に臨時職員を雇用
		税務	44	43	▲1	
		民生	12	12	0	
		衛生	48	48	0	
農林		17	17	0		
商工土木		11	11	0		
	計	148	147	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数 51.64人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 50.68人)	
	教育部門	44	45	1	幼稚園での給食事業の開始に伴う給食調理員補充	
	小計	192	192	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.44人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 64.74人)	
公営企業計等部門	水道下水道その他	水道	6	7	1	香川県広域水道企業団設立に伴う補充及び職員減 国保事業系の育児休業に伴う補充
		下水道	11	10	▲1	
		その他	13	14	1	
	小計	30	31	1		
合計		222	223	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 78.33人	
		[232]	[232]	[]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (30年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	14	33	24	29	27	25	22	20	16	13	0	223

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	120	128	133	138	148	147	27(22.5%)
教育	41	42	39	36	44	45	4(9.8%)
普通会計計	161	170	172	174	192	192	31(19.3%)
公営企業等会計計	29	27	27	30	30	31	2(6.9%)
総合計	190	197	199	204	222	223	33(17.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
29年度	千円 496,047	千円 20,415	千円 40,878	% 8.2	% 8.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 6	千円 23,889	千円 6,807	千円 10,182	千円 40,878	千円 6,813	千円 6,148

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、30年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

該当なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（30年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
三木町	41.3歳	360,027円	457,878円
団体平均	44.2歳	341,066円	511,425円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三木町	三木町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（29年度） 1,697千円	1人当たり平均支給額（29年度） 1,214千円
(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（30年4月1日現在）

三木町	三木町（一般行政職・団体平均等）
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 退職者なし	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 12,875千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		773千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		128,833円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
三木町	3%	6人	3%

エ 特殊勤務手当（30年4月1日現在）

なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	1,562千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	97千円
支給実績（29年度決算）	2,364千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	157千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同		1,260千円	315,000円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同		297千円	297,000円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同		208千円	52,000円
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同		636千円	636,000円
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ	同		18千円	18,000円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ	同		1,271円	105,916円
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ	同		0円	0円